

立憲労働党 綱領、政策、規約

綱領

- 一、本党は無産階級の生存権の確保を期す、
- 二、本党は社会経済制度の合理的改革を期す、
- 三、本党は議合政治の徹底的改革を期す、

政策

政治

- 一、選挙制度の改革、
- 二、枢密院貴族院の改革、
- 三、軍備の整理、
- 四、税制の整理、
- 五、國民外交の確立、
- 六、労働省の設置、
- 七、植民地制度の改革、
- 八、植民政策の改革、
- 九、悪法規改革、

経済

- 十、労働権の擁護、
- 十一、土地制度の改革、
- 十二、行政組織の改革、
- 十三、社会立法の徹底、

社会

十四、教育の根本的改革、

十五、國家賠償法の制定、

十六、社会保険制度の徹底

十七、居住権の確立、

十八、國民保健の徹底、

十九、婦人権の拡張、

規約

第一章 名称

第一條 本党は立憲労働党と稱す、

第二章 本部

第二條 本党は本部を大阪市港区夕風町二丁目十番地に置く、

第三章 目的

第三條 本党は党の綱領政策宣言決議を貫徹するを以て目的とす、

第四章 構成

第四條 本党は党の綱領政策宣言規約に賛成し之を遵守する者を以て之を組織す、

第五章 機関